

第2次岩手県地球温暖化対策等実行計画 (率先実行計画)

平成17年4月

岩手県

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成11年4月施行)に基づいて、事業所としての県が、温室効果ガス排出の削減に取り組むため、策定したものです。

岩手県地球温暖化対策等実行計画（率先実行計画）

目 次

I	計画策定の背景と視点	1
1	地球温暖化対策の現状	1
2	実行計画策定の背景	1
3	実行計画策定の基本的な視点	2
II	計画に関する基本的事項	
1	計画の目的及び計画が対象とする事務・事業	3
2	計画が対象とする組織・施設の範囲	4
3	計画の期間	4
	〔参考1〕	
	岩手県における地球温暖化対策等実行計画の位置づけ	5
	〔参考2〕	
	環境マネジメントシステムとの関係	6
III	実行計画の目標	
1	温室効果ガスの総排出量に関する目標	7
2	基準年（平成15年度）の温室効果ガス総排出量	7
IV	目標達成に向けた具体的な主な取組内容	
1	財やサービスの購入に当たっての取組	8
2	財やサービスの使用に当たっての取組	8
3	廃棄に当たっての取組	11
4	建築物の建築、管理等に当たっての取組	11
5	事業部門等における環境保全への配慮	12
	その他県の事務・事業に当たっての温室効果ガス排出抑制の主な取組内容	
1	財やサービスの購入に当たっての取組	13
2	財やサービスの使用に当たっての取組	13
3	廃棄に当たっての取組	14
4	建築物の建築、管理等に当たっての取組	14
5	事業部門等における環境保全への配慮	14
6	試験研究機関、教育機関における環境保全への配慮	14
7	公共事業等における環境保全への配慮	15
8	森林の整備・保全の推進	15
	実行計画の推進と点検・評価	
1	推進・点検・評価体制	16
2	職員に対する研修等	18
3	取組状況の公表	18
4	計画内容の見直し	18

I 計画策定の背景と視点

1 地球温暖化対策の現状

地球温暖化対策については、「京都議定書」が、2005（H17）年2月16日に発効し、先進国締結国の温室効果ガス排出量削減数値目標の達成が義務付けられました。

これにより、我が国は、2008（H20）年から2012（H24）年までの期間中に温室効果ガスの排出量を基準年（1990（H2）年）に比較して6%削減しなければならず、今後、地球温暖化対策へのより強固な取組みが求められることとなり、「京都議定書目標達成計画」に基づいて、一層の地球温暖化対策が講じられます。

県では、1999（H11）年9月に「岩手県環境基本計画」を策定し、主要な温室効果ガスである二酸化炭素について、2010（H22）年までに県全体として、1990（H2）年比8%削減の目標を掲げ取り組んできましたが、2001（H13）年度の二酸化炭素排出量は、基準年（1990（H2）年）に比較して3.3%増加となっており、このまま推移すれば目標の達成は、厳しい状況にあります。

このため、2005（H17）年度の早期に「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、県、市町村、事業所、県民等が一体となって、住宅の高断熱化による省エネの促進や木質バイオマスの利用の促進など、本県の地域特性を踏まえた効果的な削減対策をより一層推進し、目標の達成に向けて積極的に取り組めます。

2 実行計画策定の背景

一事業所として県では、1999（H11）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が施行され、地方公共団体において、「温室効果ガスの抑制のための実行計画」の策定が義務付けられたことから、2000（H12）年3月に「岩手県地球温暖化防止等実行計画（率先実行計画）」（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出の削減に取り組んできました。

その間、2000（H12）年2月には、本庁知事部局で環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、認証範囲の拡大を進めながら、PDCAサイクル（計画 実行 点検 見直し）に基づく環境に配慮した取組みを行っています。

また、2001（H13）年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称「グリーン購入法」）が施行されたことに伴い、2002（H14）年3月に「岩手県グリーン購入基本方針」を策定し、環境に配慮された物品の調達を行っています。

このように、一事業者としての取組みを行ってきた結果、ISO14001の認証を取得した施設については、環境マネジメントシステムの取組みによる削減が見受けられるものの、施設の増築などもあり、2003（H15）年度の一事業所としての県の温

室効果ガス排出量は、1998（H10）年度に比較して3.8%増加している状況にあります。

このため、実行計画の計画期間（2000（H12）年度～2004（H16）年度）が、2005（H17）年3月で終了することに伴い、実行計画に掲げている地球温暖化対策の内容や取組体制の見直しを行い、削減目標の達成に向けた取組内容を充実させようとするものです。

第2次実行計画の期間については、前計画期間に引き続き、「京都議定書」の目標年次（2008（H20）年度～2012（H24）年度）の中間点であり、「岩手県環境基本計画」の目標年次でもある2010（H22）年度を目標年度とし、2005（H17）年度～2010（H22）年度とします。

なお、実行計画の策定については、「地球温暖化対策推進法」に基づき、市町村においても策定することが義務付けられており、また、2001（H13）年12月に「県民の健康で豊かな生活を確保するための環境保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の工場又は事業場等に対し、地球温暖化対策計画の作成を義務付けたところです。

この実行計画は、県がその事務及び事業に関し、環境負荷の低減を図るために取り組む内容や目標及び目標達成への推進体制等について記載したのですが、本計画の策定により、県内市町村及び策定義務のある事業所のみならず、策定義務のない事業所等においても環境に配慮した取組みが促進され、地球温暖化防止活動の一助となることを期待するものです。

3 第2次実行計画策定の基本的な視点

計画に実効性を持たせるため、次に掲げる五つの基本的な視点で、前計画の内容や削減目標量を見直し、計画を策定します。

(1) 計画の目標については、「京都議定書」に基づく我が国の目標（6%削減）、「岩手県環境基本計画」に基づく県全体の目標（8%削減）、「岩手県地球温暖化防止等実行計画」に基づく温室効果ガス総排出量の過去の実績及び今後の状況等勘案のうえ、目標量を算定します。

(2) 目標設定に対する基準値について、効果の測定をより正確なものとするため、直近の2003（H15）年度の実績値に見直します。

(3) 具体的な主な取組内容について、目標達成に向けて、より効果のある具体的な取組内容を明示します。

(4) 点検体制について、目標の達成に向けて、日常的及び一定期間ごとに点検を行う体制に見直します。

(5) 計画に掲げる地球温暖化対策の内容や削減目標に変更が生じる場合には、見直します。

II 計画に関する基本的事項

1 計画の目的及び計画が対象とする事務・事業

計画を作成する目的は、県の事業者としての環境負荷低減のための取組みの推進、さらには、「地球温暖化対策推進法」で求められている温室効果ガス(下表)の削減を達成するためのものです。

県の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、県立学校、県立病院等も含まれます。

温室効果ガスの一覧とそれらに係る主要な発生源、現在、取り組まれている主な対策の概要は次のとおりです。

対象物質：(温室効果ガス)の種類・発生源と主な対策

ガスの種類	産業・社会・生活活動に係る発生源	県の事務・事業での主な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、運輸、民生等での燃料の燃焼に伴い排出される。温室効果ガスの9割以上を占めるため、温暖化への影響が大きい。	エネルギー(電力、重油、灯油、ガス、ガソリン、軽油等)の使用による	エネルギー効率の向上ライフスタイルの見直しなど
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門等から排出されるものが半分を占め、廃棄物の埋立てからが2~3割を占める。	ボイラー、公用車等ガソリン機関等の燃焼。家畜の反芻、糞尿。水田など	糞尿の処理方法の改善や埋立て量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	公用車の走行。家畜の糞尿。畑の肥料。麻酔剤(笑気ガス)の使用など	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射材、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに使用	冷蔵庫、エアコン、カーエアコンの使用など	代替物質への転換、再利用、破壊処理など
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの洗浄などに利用		製造プロセスでの回収や代替物質等への転換など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。		使用時の漏出防止や回収再利用・破壊処理など

なお、本県における温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、6物質のうち、パーフルオロカーボンと六ふっ化硫黄については、発生量が少ないことが予想されることや、活動量の把握が技術的に困難であることから、算定の対象外としています。

2 計画が対象とする組織・施設の範囲

計画の対象範囲は、県関連のすべての公所とします。

【但し、公の施設において、外部への委託、請負等により事業を実施している場合は原則的に計画の対象外となります。】

【また、交番や県の宿舍等、生活の場である建物等は計画の対象外としています。】



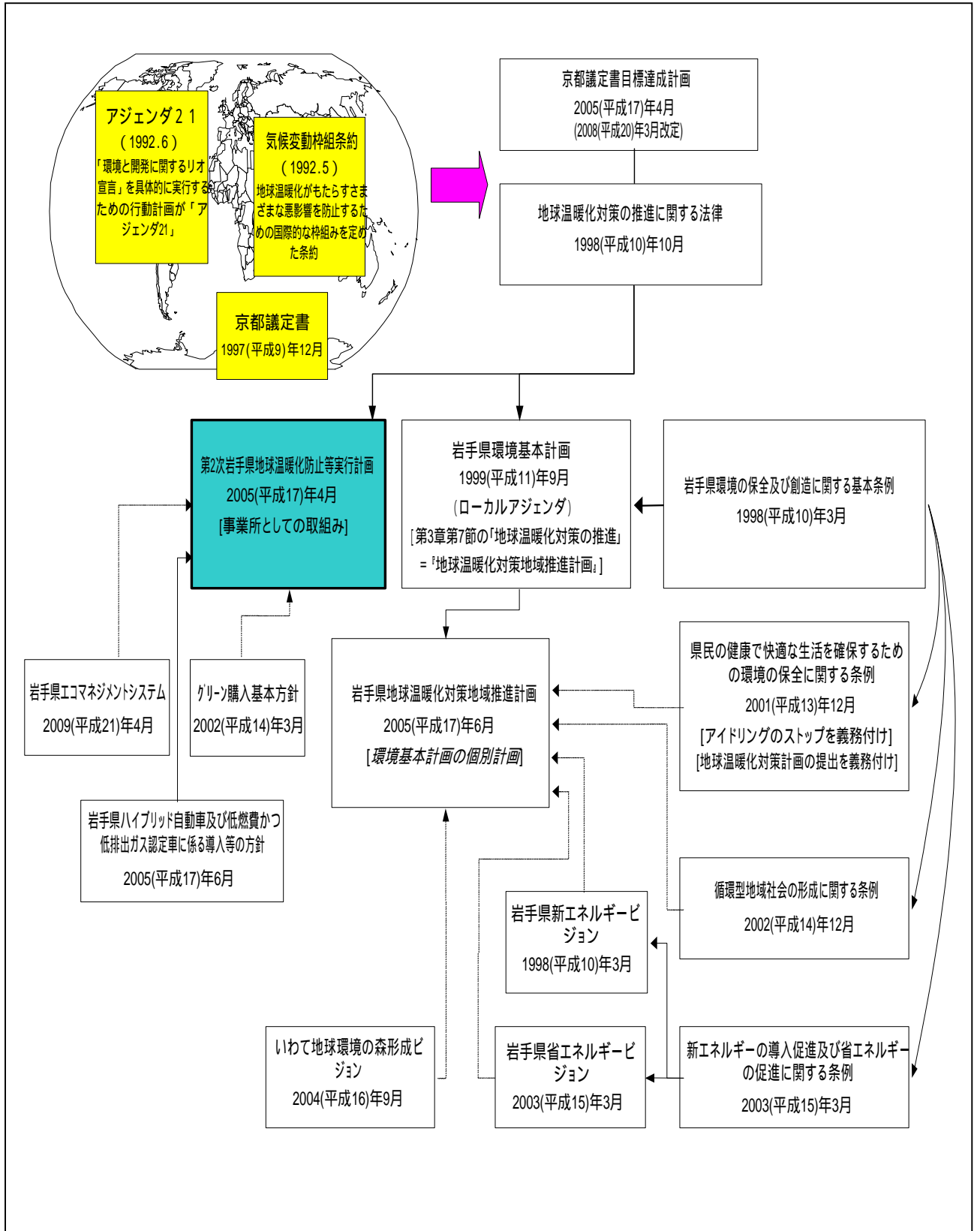
： 独自にISO14001又はIESを取得。

3 計画の期間

期間： 2005(H17)年度～2010(H22)年度とし、必要に応じ、所要の見直しを行います。

【参考1】

岩手県における地球温暖化対策等実行計画の位置づけ



【参考2】

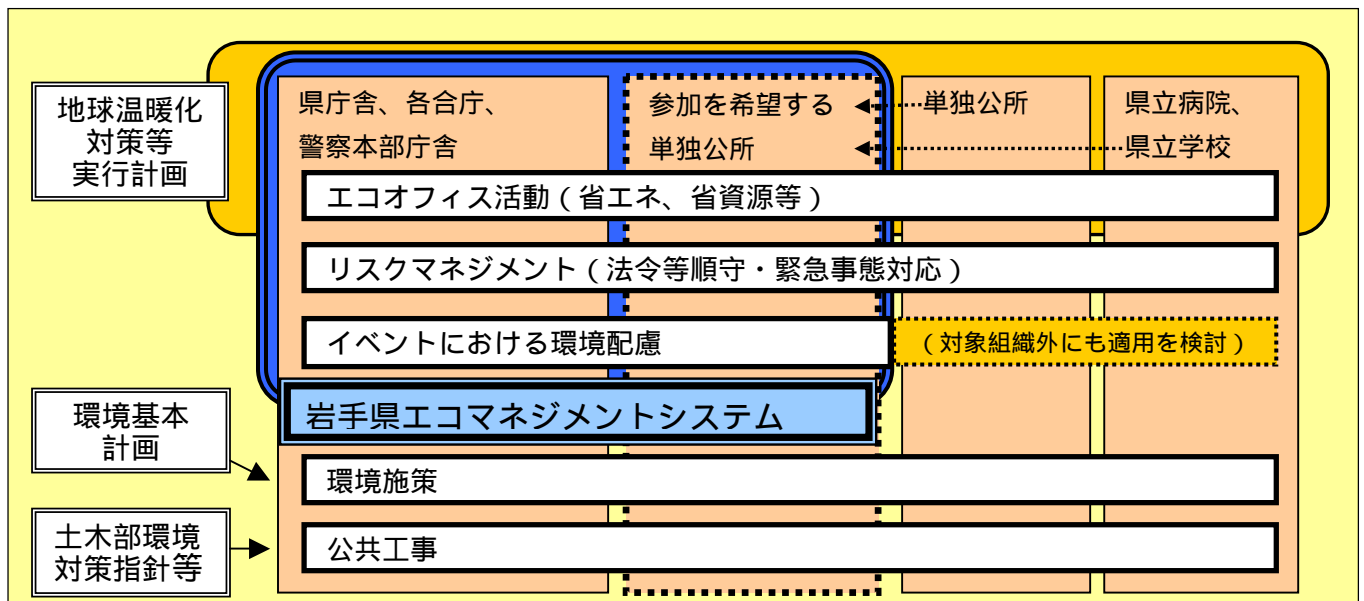
環境マネジメントシステムとの関係

本県では、本庁の知事部局を適用範囲として平成12年2月にISO14001の認証を取得しました。

平成21年2月をもってISO14001認証登録期間が終了したことを契機とし、事務処理の簡素化等を図り、目的を明確化した県独自の環境マネジメントシステムである「岩手県エコマネジメントシステム」を構築（本計画の目的達成の手段として明確に位置付け）し、平成21年4月から運用することとしました。

「岩手県エコマネジメントシステム」の適用範囲は県庁舎（議会等含む）、各地区合同庁舎及び警察本部庁舎としていますが、その他の地方公所等（県立病院含む。）においても参加を希望する場合は適用範囲に加えることとしています。

岩手県エコマネジメントシステムの適用範囲



III 実行計画の目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

目標：温室効果ガス総排出量を、平成22年度までに、平成15年度比で10%削減することを目標とします。

2 基準年（平成15年度）の温室効果ガス総排出量

（単位：トンCO₂/年）

温室効果ガス総排出量		122,388	地球温暖化係数
内 訳	二酸化炭素（CO ₂ ）	118,707	1
	メタン（CH ₄ ）	1,749	21
	一酸化二窒素（N ₂ O）	1,791	310
	ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）	141	140～ 11,700

温室効果ガスの排出量は、排出係数を用いて算出したガスごとの値に、地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素量に換算した値です。

【参考】

基準年（平成15年度）の主なエネルギー使用量

電力	138,863,739 kWh
A重油	17,324 kl
灯油	2,606 kl
都市ガス	274,735 m ³
LPG	152,974 m ³
ガソリン（公用車用）	2,042 kl
軽油（公用車用）	373 kl

IV 目標達成に向けた具体的な主な取組内容

1 財やサービスの購入に当たっての取組み

岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月策定）に基づき、特定調達品目を購入する場合は、原則として、判断基準を満たす環境物品等を購入する。特に、間伐材等の木材を使用した製品を積極的に購入する。

なお、特定調達品目以外の物品等を購入する場合にあっても、環境ラベル（エコマーク、グリーンマークなど）製品や循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年12月条例第73号）第10条に基づく再生資源利用製品認定制度認定製品等、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の少ない物品等の購入に努める。

主な内容は次のとおり

(1) 電気製品

電気製品

エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品とする。

蛍光灯

インバータ式の製品等省エネルギー型の製品とする。

(2) 公用車

ハイブリッド自動車（ ）等低公害車または低燃費車を積極的に導入する。

別途策定するハイブリッド自動車導入計画に基づき、計画的な導入促進を図る。

車の更新に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車を導入する。

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、削減を図る。

2 財やサービスの使用に当たっての取組み

(1) 電気使用量

事務室内における明るい窓際、室内通路部分等は消灯する。

事務室内においては、消灯担当者を定め、就業時間以外は消灯する。特に、時間外勤務者がいるときでも、必要な箇所以外は消灯する。

洗面所等においては、時間により消灯する。なお、洗面台等は、部分消灯（要時点灯）する。

湯沸し室や倉庫等断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度点灯する。

洗面台等の照明スイッチの側に「洗面台（省エネ）」等表示し、来庁者へも協力を要請する。

扇風機、冷水器、冷蔵庫、電気ポット、電気ストーブ等の電熱器は、一般事務室の使用を原則（岩手県環境マネジメントシステム適用範囲においては必ず）禁止する。

共用OA機器（複写機等）は60分間、個人用PCは30分間以上使用しない場合、自動又は手動により停止する。

OA機器は5分間以上使用しない場合、自動休止するよう設定する。

昼の休憩時間には、業務利用以外のパソコンは、手動により停止する。

<例えば>

昼休み時間に一齐にパソコンの電源を切った場合、年間で

知事部局一人1台パソコン設置台数・・・4,733台

平均的なパソコンの消費電力・・・85Wh（ディスプレイ含む）

$4,733台 \times 85Wh \times 1時間 \times 5日 \times 52週 = 104,599kWh$ 削減

（二酸化炭素排出量に換算すると）

$104,599kWh \times 0.384 = 40,166kg / CO_2$ 削減

（金額にすると）

$104,599kWh \times 13.65円 / kWh = 1,427,776円$ 削減

退庁時及び長時間未使用時にはOA機器の電源プラグをコンセントから抜く又は、OAエコタップ（個別スイッチ付）を設置し、OAエコタップのスイッチをオフにする。

<例えば>

土曜日、日曜日に確実に一人1台パソコンの電源プラグをコンセントから抜いた場合、年間で

知事部局一人1台パソコン設置台数・・・4,733台

平均的なパソコンの待機時消費電力・・・0.0019kWh

$4,733台 \times 0.0019kWh \times 48時間 \times 52週 = 22,445kWh$ 削減

（二酸化炭素排出量に換算すると）

$22,445kWh \times 0.384 = 8,618kg / CO_2$ 削減

（金額にすると）

$22,445kWh \times 13.65円 / kWh = 306,510円$ 削減

レスペーパーの推進など効率的な利用により、コピー機、プリンター等の設置台数を削減する。

近くの階（概ね上り3階、下り5階）は、エレベーターを使わず、階段を使用する。

複数台設置されているエレベーターでは、利用者の状況や時間帯に応じて間引運転を行う。

冷暖房の空調は、夏季は28℃、冬季は19℃を目処とする。

冷暖房効率をよくするため、遮光及び断熱にブラインド、カーテン等を活用する。

残業の短縮、ノー残業デーの徹底を図る。

(2) 燃料使用量

公用車

鉄道、バスなどの公共交通機関及び公用自転車を積極的に利用する。

同一目的地への相乗りを推進する。

ハイブリッド自動車等低公害車または低燃費車を優先的に使用する。

使用実態を踏まえ、必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車を優先的に使用する。

次のエコドライブを徹底する。

- ・アクセル操作はゆっくり静かに行う。
- ・エンジンに負荷をかけない範囲で早めのシフトアップを行い、高めのギアで走行する。
- ・不要な荷物等は積載しない。給油も満タンとしない。
- ・不必要なルーフボックス、キャリアは外す。

<例えば>

不要な荷物や給油量を減らし、公用車1台あたり10kgを減らし、年間10,000km走行した場合、

知事部局保有公用車数・・・1,450台

1台あたり燃費削減量・・・2.5ℓ

$1,450 \text{台} \times 2.5 \text{ℓ} = 3,625 \text{ℓ}$ 削減

(二酸化炭素排出量に換算すると)

$3,625 \text{ℓ} \times 2.32 = 8,410 \text{kg}$ / CO2削減

(金額にすると)

$3,625 \text{ℓ} \times 100 \text{円} / \text{ℓ} = 362,500 \text{円}$ 削減

- ・月1回以上のタイヤの空気圧チェックを行う。

<例えば>

タイヤの空気圧を適正値より0.5kg/cm²減った状態で、年間10,000km走行した場合、

知事部局保有公用車数・・・1,450台

1台あたり燃費増加量・・・2.3ℓ

$1,450 \text{台} \times 2.3 \text{ℓ} = 33,350 \text{ℓ}$ の損

(二酸化炭素排出量に換算すると)

$33,350 \text{ℓ} \times 2.32 = 77,372 \text{kg}$ / CO2の排出量増

(金額にすると)

$33,350 \text{ℓ} \times 100 \text{円} / \text{ℓ} = 3,335,000 \text{円}$ の損

- ・暖気運転は行わない。
- ・エアコンよりも外気を利用する。(高速道路以外)
- ・不要な加減速を避け、一定速度での走行を心がける。
- ・エンジンブレーキ、惰性走行を活用する。
- ・駐停車時はアイドリングストップする。

より温室効果ガスの排出の少ない燃料へ転換を図る。

その他(ガス、重油、灯油等)

共用湯沸器の使用時間を設定(概ね1日5時間程度)する。

冷暖房の空調は、夏季は28、冬季は19を目処とする。(再掲)

冷暖房効率をよくするため、遮光及び断熱にブラインド、カーテン等を活用する。(再掲)

残業の短縮、ノー残業デーの徹底を図る。(再掲)
より温室効果ガスの排出の少ない燃料へ転換を図る。(再掲)

(3) 用紙使用量

文書等は原則として電子化とする。

レスペーパー運動(1ベスト、2ベター、3リミット、形式的な添書の省略)を推進する。

ミスコピーの防止対策として、コピー機使用後のリセットを徹底する。

会議用資料の部数等は必要最小限とする。

(4) 用水使用量

水はこまめに止めるなど、流しっぱなしにしない。

3 廃棄に当たっての取組み

廃棄物の減量化

文書等は原則として電子化とする。(再掲)

レスペーパー運動(1ベスト、2ベター、3リミット、形式的な添書の省略)を推進する。(再掲)

ミスコピーの防止対策として、コピー機使用後のリセットを徹底する。(再掲)

会議用資料の部数等は必要最小限とする。(再掲)

4 建築物の建築、管理等に当たっての取組み

(1) 設計

新庁舎の建設に当たっては、「環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)計画指針」(平成10年 建設省策定)等に基づき、環境保全の模範となる施設の建設に努める。(特に、木材資源の有効利用、太陽光発電装置の設置など自然エネルギーの利用等に留意しながら、環境負荷の低減を図る。)

コージェネレーションシステム()を積極的に導入する。

コージェネレーションシステムとは、エンジンとタービンが併設し、電気をつくると同時に排熱を回収し、電気と熱を複合的に利用することにより、エネルギー使用効率を高めるシステムをいう。

(2) 管理

積極的に省エネルギー診断の実施を図り、エネルギーの使用の合理化が図られるよう、蛍光灯のインバータ化、照明器具のLED化など、可能な限り省エネルギー型設備や機器の導入、設備等の改修、運用の改善に努める。

ペレットストーブ、チップボイラーなどバイオマスや太陽光、風力、地中熱ヒートポンプなどを利用した新エネルギー設備を積極的に導入する。

エスコ事業()を積極的に導入する。

エスコ事業とは、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく、省エネルギーを実現し、さらには、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。また、エスコの経費は、その顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ること特徴。

建物の断熱性の向上を図る。

5 事業部門等における取組み

(1) 病院等

患者等に対して、省エネルギー、省資源への協力要請等を広報する。

(2) 企業局関連

計画的な機器の改良及び改修により、水力発電や風力発電によるクリーンなエネルギーの安定供給を図る。

工業用水道の施設改修に当たっては、可能な限り省エネルギー型機器の導入に努める。

その他県の事務・事業に当たっての温室効果ガス 排出抑制の主な取組内容

1 財やサービスの購入に当たっての取組み

岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月策定）に基づき、特定調達品目を購入する場合は、原則として、判断基準を満たす環境物品等を購入する。特に、間伐材等の木材を使用した製品を積極的に購入する。

なお、特定調達品目以外の物品等を購入する場合にあっても、環境ラベル（エコマーク、グリーンマークなど）製品や循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年12月条例第73号）第10条に基づく再生資源利用製品認定制度認定製品等、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の少ない物品等の購入に努める。

主な内容は次のとおり

(1) 紙類

コピー用紙、印刷用紙

原則として、「古紙配合率100%かつ白色度70%以下」の用紙とする。

トイレットペーパー、ティッシュペーパー

原則として、「古紙配合率100%」とする。

(2) 文具・事務機器等

文具類

金属を除く主要材料が、プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

金属を除く主要材料が、木質の場合、間伐材等の木材が使用されていること。

金属を除く主要材料が、紙の場合、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。

(3) その他

製品の包装を利用する場合は、簡略なものとし、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮する。

詰め替え可能な製品の購入に努める。

2 財やサービスの使用に当たっての取組み

(1) 用紙使用量

用紙への出力は、両面印刷又は裏紙（非開示等は不可）利用とする。

ミスコピー用紙の裏面利用及び不要となった片面使用のコピー用紙の再利用を徹底する。

(2) 用水使用量

水道蛇口への節水コマや女子トイレへの流水音装置の取り付けなど、水使用量の抑制に努める。

公用車の洗車時、水を流しっぱなしにしない等節水に努める。

3 廃棄に当たっての取組み

(1) 廃棄物の減量化

用紙への出力は、両面印刷又は裏紙（非開示等は不可）利用とする。（再掲）
ミスコピー用紙の裏面利用及び不要となった片面使用のコピー用紙の再利用を徹底する。（再掲）

(2) 資源化、リサイクル

事務室において発生する紙ゴミは、室内等に分別回収ボックスを設置し、分別を徹底する。

缶、ビン、ペットボトル等についても、分別回収ボックスを設置し、分別を徹底する。

コピー機、プリンターのトナーカートリッジ等業界で回収ルートが確立しているものは、業者による回収を徹底する。

(3) その他

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度を活用して、庁舎から排出される産業廃棄物を適正に管理する。

冷蔵庫や自動車等を廃棄する場合は、冷媒フロンを適正に回収、処理する。

4 建築物の建築、管理等に当たっての取組み

管理

敷地内の緑地の適正な維持管理、緑化の計画的な推進を図る。

5 事業部門等における取組み

(1) 病院等

環境への負荷の少ない機器の導入を推進する。

医療廃棄物の減量化を推進する。

薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄の防止に努める。

給食廃棄物の減量に努める。

(2) 企業局関連

工業用水浄水場において、排水、汚泥等を適切に処理する。

環境にやさしい新エネルギーの利用について、調査研究を行う。

(3) 警察関連

信号機のLED化を積極的に推進する。

6 試験研究機関、教育機関における取組み

(1) 試験研究機関

環境保全や資源リサイクルに関する試験研究（技術開発）の推進を図る。

排水の自主検査を実施する。
薬品、危険物の数量、保管状況を記録し、適正な管理に努める。
ほ場からのメタン発生量を少なくするため、ほ場管理方法の改善を図る。
環境関連の研修生受け入れ、海外技術協力の推進を図る。
環境関連に関する技術講習会等を積極的に開催する。

(2) 教育機関

環境教育の積極的推進を図る。

7 公共事業等における取組み

「土木部環境対策指針」(県土整備部)、環境基本計画の「事業活動における環境配慮指針」「岩手県自然環境保全指針」(環境生活部)等に基づき、環境に配慮した公共事業の推進に努める。

(参考)

「土木部環境対策指針」抜粋(二酸化炭素排出の少ない地域づくり)

都市緑化や省エネルギー対策を推進

都市緑化の推進
未利用エネルギーの活用
地域冷暖房、廃棄物のシステムなどの一体的な整備
エネルギー消費の少ない住宅づくりやまちづくりの推進
環境負荷低減型の環境共生住宅の整備の促進

交通渋滞の緩和、二酸化炭素の排出抑制

バイパス、放射・環状道路等の整備、物流拠点の整備を進め、パークアンドライドなど交通需要マネジメントの推進
徒歩、自転車の利用推進のため、幅の広い歩道や自転車道の整備推進

建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処分などの推進

間伐材の積極的な活用、環境に配慮した建設資材の選択
廃ガス対策建設機械の使用の推進
コンクリート塊、アスファルト塊などの建設廃棄物の再利用や汚泥の有効利用を推進
焼却灰をセメント原料に利用するなど、下水汚泥の有効利用の推進

公共事業の実施においては、岩手県再生資源利用認定製品の導入に努める。

8 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

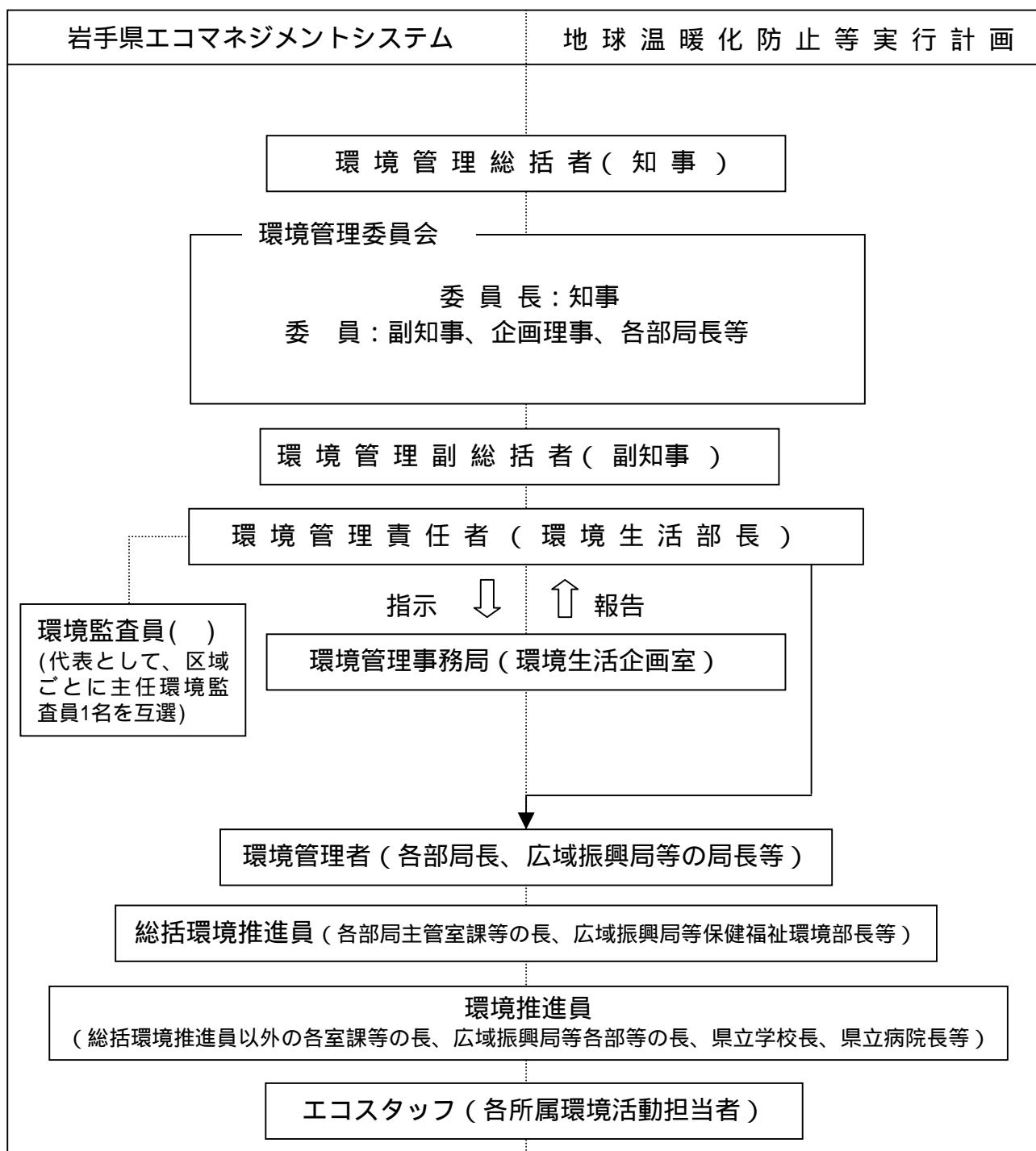
実行計画の推進と点検・評価

1 推進・点検・評価体制

(1) 推進体制

岩手県エコマネジメントシステムの推進体制を活用し、計画の推進を図ります。

【体系図】



環境監査員については、県庁舎等の岩手県エコマネジメントシステムの対象範囲にのみ設置する。

【 役 割 分 担 】

職 名	主 な 役 割
環境管理総括者（知事）	計画及び推進方策の決定等を行うこと。
環境管理委員会 （知事、副知事、企画理事、部局長、盛岡地方振興局長、医療局長、企業局長、教育委員会教育長、警察本部長）	計画の推進方策等の協議を行うこと。
環境管理副総括者（副知事）	環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故等があるとき職務を代理すること。
環境管理責任者（環境生活部長）	計画の進捗管理を行うこと。
環境管理事務局（環境生活企画室）	環境管理組織の庶務
環境管理者 （部局長、広域振興局等の局長、医療局長、企業局長、警察本部長並びに議会、監査委員及び各委員会の事務部局の長）	環境保全活動の取組み状況の管理、監督を行うこと。
総括環境推進員 （各部局主管室課等の長、広域振興局等保健福祉環境部長、医療局管理課総括課長、企業局経営総務室長、警察本部警務部会計課長、各委員会の連絡担当課の長等）	当該部局等及び関係公所における連絡調整を行うこと。
環境推進員 （総括環境推進員以外の各室課等の長、各出先機関の長（広域振興局等の局長を除く）、広域振興局等各部等の長、県立学校長、県立病院長、各警察署長等）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理者とともに、職員の環境保全行動についての啓発を行い、取組み状況の把握を行うこと。 ・日常的点検の管理を行うこと。
エコスタッフ（各所属環境活動担当者）	所属における環境活動の推進を行うこと。

(2) 点検体制

各環境管理者は、岩手県エコマネジメントシステムの取組みに基づいて、毎月のエネルギー使用量（電力、重油、灯油、都市ガス、LPG等）及び半期毎（9月、3月）の自動車燃料使用量を記録し、前年度の使用実績を勘案するなど、毎月及び半期毎（9月、3月）に点検を行うこととします。

別途定める「地球温暖化防止等実行計画実態把握調査表（平成 年度実績）」等により、年2回取りまとめを行い、環境管理責任者が、全庁的な進捗状況の評価を行い、環境管理総括者が、今後の進捗方策の見直しを行うこととします。

2 職員に対する研修等

(1) 環境保全に関する研修及び情報提供の積極的实施等

岩手県エコマネジメントシステムの取組みに基づく職員研修の開催時に併せて、地球環境問題等に対する研修を実施するなど、職員研修の充実に努めることとします。

環境保全活動、地球環境問題に関するシンポジウムや研修会などへの職員の積極的な参加が図られるよう情報提供に努めます。

(2) 環境保全活動への職員の積極的な参加の奨励環境NPOなどの活動参加や環境保全のためのボランティア活動などへの積極的な参加が推進されるよう職場での環境づくりを進めます。

3 取組み状況の公表

計画の進捗状況及び点検結果等については、県のホームページ等により、毎年公表を行います。

4 計画内容の見直し

国が策定する「京都議定書目標達成計画」の内容や社会情勢の変化等により、本計画内容に変更が生じる場合、必要に応じて本計画の見直しを行います。